

令和6年度 集団指導（福祉系在宅サービス事業）

実地検査における主な指摘事項等について

～福祉用具貸与・特定福祉用具販売～

東京都福祉局
指導監査部指導第一課
在宅サービス検査担当

実地検査における主な指摘事項等について

1 検査の概要

在宅サービス事業（福祉系）には、「訪問介護」のほか、「通所介護」、「訪問入浴介護」、「短期入所生活介護」、「特定施設入居者生活介護」、「福祉用具貸与」、「特定福祉用具販売」、及び「居宅介護支援」などの事業があります。

在宅サービス事業に対する実地指導権限は都と区市町村とにあります。都は介護保険法第24条及び第115条の7の規定に基づいて実地検査を実施しています。

都の実地検査は、区市町村と連携し、利用者等からの苦情、告発、これまでの実地検査の実施状況及び国民健康保険団体連合会介護給付適正化システムの活用により把握した特異傾向等の情報などを考慮して実施しています。

2 主な文書指摘事項

指摘の具体事項例

➤ 福祉用具専門相談員の員数を、常勤換算方法で2以上配置すること。

- ◇ 勤務状況を確認した結果、常勤換算方法で2以上を満たしていない状況が認められた。
- ◇ 資格要件を満たさない者を福祉用具専門相談員として配置しており、常勤換算方法で2未満となっている。

➤ 管理者を適切に配置すること。

- ◇ 管理者は、専ら事業所の管理に係る職務に従事する常勤の者でなければならず、また、従業者の管理及び指定福祉用具貸与の利用申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行わなければならない。
しかしながら、常勤勤務している実態がない代表取締役が管理者として届けられており、常勤専従とは認められない状況が確認された。

➤ 従業者の勤務の体制を定めること。

- ◇ 事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、福祉用具専門相談員の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係等を明確にしなければならないが、勤務体制を定めていない状況が認められた。

➤ サービス提供の開始に際し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用者の同意を得ること。

- ◇ 重要事項説明書を作成していなかった。
- ◇ 重要事項を記した文書を利用者に交付していない事例が認められた。

➤ 福祉用具が適切に選定・使用されるよう相談に応じるとともに、目録等により福祉用具の機能、使用方法、利用料等の情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること ※貸与

- ◇ 全国平均貸与価格等に関する情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得たことが、確認できない事例が認められた。

➤ 福祉用具貸与（特定福祉用具販売）計画を適切に作成すること。

- ◇ 福祉用具貸与を提供しているにもかかわらず、貸与計画の作成が確認できない事例が認められた。
- ◇ 貸与と販売を併せて利用するときは、福祉用具貸与計画と特定福祉用具販売計画を一体のものとして作成しなければならないが、一体のものとして作成していない事例が認められた。

➤ 福祉用具の保管は適切に行うこと。 ※貸与

- ◇ 既に消毒又は補修がなされている福祉用具とそれ以外の福祉用具の区分について、保管室を別にするほか、つい立ての設置等、両者を保管する区域を明確に区分するための措置が講じられていないが、納品前の用具と利用者から一時的に預かった使用済みのマットレスと一緒に保管されていることが確認された。

➤ 福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合、定期的に確認を行いその結果を記録すること。 ※貸与

- ◇ 委託等業務の実施状況について、定期的な確認を行わず、その結果等を記録していなかった。

➤ 従業者の秘密保持について、必要な措置を講じること。

- ◇ 事業者は、従業者が業務上知り得た秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならないが、在職中及び退職後の秘密保持について、従業者との雇用時等に取り決めるなどの必要な措置を講じていないことが確認された。

➤ 個人情報を用いる場合の利用者及び家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。

◇ 利用者又はその家族から、あらかじめ文書により、同意を得ていない事例が認められた。

➤ 変更の届出を速やかに行うこと。

◇ 厚生労働省令で定める事項に変更があった場合には、10日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならないが、管理者に変更があるにもかかわらず届出をしていなかった。

➤ 介護報酬を適切に算定すること。 ※貸与

◇ 適切な単位数より多い単位数で算定している事例が認められた。

指摘事項	根 拠	
	貸 与	販 売
福祉用具専門相談員の員数を、常勤換算方法で2以上配置すること。	居宅条例第249条第1項、第2項 居宅規則第64条第1項、第2項	居宅条例第266条第1項、第2項 居宅規則第70条第1項、第2項
管理者を適切に配置すること。	居宅条例第250条第1項、第2項	居宅条例第267条第1項、第2項
従業員の勤務の体制を定めること。	居宅条例第262条準用（第103条第1項）	居宅条例第275条準用（第103条第1項）
従業員の勤務の体制を定めること。 ◇常勤・非常勤の別、管理者との兼務関係	居宅施行要領第3の11の3の(8)の②参照（第3の6の3の(2)の①）	居宅施行要領第3の12の3の(6)の②参照（第3の6の3の(2)の①）
サービス提供の開始に際し、重要事項を記した文書を交付して説明を行い、利用申込者の同意を得ること。	居宅条例第262条準用（第12条第1項） 居宅施行要領第3の11の3の(8)参照（第3の1の3の(8)）	居宅条例第275条準用（第12条第1項） 居宅施行要領第3の12の3の(6)参照（第3の1の3の(8)）

指摘事項	根拠	
	貸与	販売
福祉用具が適切に選定・使用されるよう相談に応じるとともに、目録等により福祉用具の機能、使用方法、利用料等の情報を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得ること ※貸与	居宅条例第111号第255条第1号	
福祉用具貸与（特定福祉用具販売）計画を適切に作成すること。 ◇計画の作成 ◇貸与と販売を併せて利用するときは、福祉用具貸与計画と特定福祉用具販売計画を一体のものとして作成計画の作成	居宅条例第111号第256条第1項	居宅条例第111号第273条第1項
福祉用具の保管は適切に行うこと。 ※貸与	居宅条例第111号第259条第2項	
福祉用具の保管又は消毒を他の事業者に行わせる場合、定期的に確認しその結果を記録すること ※貸与	居宅条例第111号第259条第4項	

指摘事項	根拠	
	貸与	販売
従業者の秘密保持について、必要な措置を講じること。	居宅条例第262条準用（第34条第2項）	居宅条例第275条準用（第34条第2項）
個人情報を用いる場合の利用者及び家族の同意を、あらかじめ文書により得ること。	居宅条例第262条準用（第34条第3項）	居宅条例第275条準用（第34条第3項）
変更の届出を速やかに行うこと。	介護保険法第75条第1項	介護保険法第75条第1項
介護報酬を適切に算定すること。※貸与	介護保険法第41条第4項第1号 厚告第19号別表の11	

【根拠法令等】

* 介護保険法

= 平成9年12月17日法律第123号「介護保険法」

* 介護保険法施行規則

= 平成11年3月31日厚生省令第36号「介護保険法施行規則」

* 省令第38号

= 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年3月31日厚生省令第38号）

* 老企第22号

= 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について（平成11年7月29日老企第22号）

* 老企第36号

= 平成12年3月1日老企第36号

「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

* 厚告第19号

= 平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

* 厚告第20号

= 平成12年2月10日厚生省告示第20号「指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準」

* 厚労告第95号

= 平成27年3月23日厚生労働省告示第95号「厚生労働大臣が定める基準」

* 厚労告第127号

= 平成18年3月14日厚生労働省告示第127号
「指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

* 居宅条例

= 平成24年10月11日東京都条例第111号

「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例」

* 居宅予防条例

= 平成24年10月11日東京都条例第112号

「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例」

* 居宅規則

= 平成24年10月11日東京都規則第141号

「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例施行規則」

* 居宅予防規則

= 平成24年10月11日東京都規則第142号

「東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行規則」

* 居宅施行要領

= 平成25年3月29日24福保高介第1882号

「東京都指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例及び東京都指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例施行要領」

整備すべき体制について（福祉系の在宅サービス事業）

1 感染症対策の強化（令和6年度から義務化）

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施

2 業務継続に向けた取組の強化（令和6年度から義務化）

感染症や災害が発生した場合の業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等

3 認知症への対応力向上に向けた取組の推進（令和6年度から義務化）

介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない無資格者に認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じる

（無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）

4 高齢者虐待防止の推進（令和6年度から義務化）

委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めることを義務付け

（運営規程で「虐待防止のための措置に関する事項」を定める）

厚生労働省のホームページにおいても、令和6年度介護報酬改定についてご案内しているページがあります。適宜ご確認ください。

厚生労働省HP内「令和6年度介護報酬改定について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_38790.html

(参考) 行政処分等の事例

- 1 令和3年度
通所介護事業所 指定の一部の効力の停止
(新規の利用者の受入れ停止9か月間)
行政処分理由 不正請求、虚偽報告
不正請求額 約1,300万円
(介護保険法第77条第1項第6号及び第7号該当)
- 2 令和3年度
訪問介護事業所 指定取消相当※
行政処分相当理由 運営基準違反、不正請求
居宅サービス等に関する不正又は著しく不当な行為
不正請求額 約564万円
※措置前に廃止
(介護保険法第77条第1項第4号、第6号及び第11号該当)

- 3 令和4年度
訪問介護事業所 指定の全部の効力の停止
(現在及び新規の利用者の受入れ停止3か月間)
行政処分理由 人格尊重義務違反、不正請求、虚偽報告
不正請求額 約170万円
(介護保険法第77条第1項第5号、第6号及び第7号該当)
- 4 令和5年度
訪問介護事業所
監査結果に基づく不正内容 運営基準違反、不正請求、書類提出拒否
不正請求額 約1,760万円
※措置前に廃止
(介護保険法第77条第1項第4号、第6号及び第7号該当)